

中間物等の実績報告書の提出について

令和 3年 5月

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第4号の規定に基づく確認（中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品に係る事前確認）を受けた物質については、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号。以下「届出省令」という。）第5条第1号に規定されている報告書（以下「実績報告書」という。）を毎年度6月末日までに、以下の提出先に御提出下さい。

【提出先】

（電子による提出）

e-Gov 電子申請システム（電子政府の総合窓口）を経由した電子届出を受け付けています。『実績報告書の電子提出マニュアル』を参考に実績報告書を添付し、提出を行ってください。

（郵送による提出）（令和5年9月改定）

3部を以下の窓口に郵送にて直接ご提出ください。

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

注) 実績報告書の作成にあたっては、届出省令のほか別途公表している「実績報告書記載例」をご参照下さい。

【本業務を担当する省の担当課室】（令和5年9月改定）

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

TEL：03-3595-2298

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室用途確認班

TEL：03-3501-0605

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

TEL：03-3581-3351（内6329）